令和７年度版　西中ガイドブック　　　　１８ページ掲載

＜暴風・暴風雪警報発表時における対応＞

１　生徒の登校する前に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報が発表されている場合

(1) 午前６時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

　(2) 午前６時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行わない。

　上記(1)(２)の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときは、この限りではない。

２　生徒の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に暴風警報が発表された場合

　(1) 気象及び通学路の状況等から生徒が安全に帰宅できると判断したときは、授業を中止し速やかに下校する。

　(2) 通学路が危険と認められる場合等、帰宅が困難と判断したときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

＜特別警報発表時における対応＞

１　生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

　(1) 自宅待機とする。

　(2) 特別警報解除後も学校から登校の連絡が出されるまでは、自宅待機とする。なお、登校の判断についての情報は、学校ホームページおよびtetoruなどで周知する。

２　生徒の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

　(1) 即刻、授業を中止し、校内にて生徒の安全を確保する。

　(2) 保護者への引き渡しを安全に行えると判断できるまでは学校で待機する。なお、保護者への引き渡し判断についての情報は、学校ホームページおよびtetoruなどで周知する。

＜強風注意報・大雨警報等発表時における対応＞

　安城市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表されていない状況でも、強風・大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合

(1) 名古屋地方気象台から発表される強風注意報・大雨警報等の気象情報、災害・気象及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止等を決定する場合がある。また、学区の地理的状況により、一部地域の生徒に対し、休業や授業の中止等を決定することもある。

　(2) 学校からの指示がない場合においても、生徒の安全を第一に考え、登校は保護者で判断する。保護者の判断により、登校を見合わせた場合は、遅刻・欠席扱いとはしない。